平成２１年（フ）第５９７号
広島県大竹市南栄３丁目４番８号
債務者　正重　勝利
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三崎　和也
4　破産債権の届出期間　平成21年８月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月27日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３５８号
新潟市西蒲区川崎185番地13
債務者　田邉　高家
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７０号
新潟市北区松浜７丁目23番地19　安五郎アパート
債務者　村山　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７２号
新潟市秋葉区南町14番13号
債務者　湯上　朋子（旧姓沖野）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７３号
新潟市中央区女池北１丁目15番５号、前住所千葉県四街道市四街道１丁目６番３―301号第２レディハイツ
債務者　酒本　　薫
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８１号
新潟市西区松美台６番32号５
債務者　大倉キヨミ
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８４号
新潟県五泉市緑町２番15号
債務者　白倉ゆり子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９３号
新潟市西区松美台14番３号　サンライズ松美台３－Ｃ号、前住所新潟市中央区鳥屋野３丁目８番33号　マルシンハイツＢ棟102号
債務者　杉山　　勇
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９４号
新潟市西区松美台14番３号　サンライズ松美台３－Ｃ号、前住所新潟市中央区鳥屋野３丁目８番33号　マルシンハイツＢ棟102号
債務者　杉山富実子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２５号
秋田県横手市金沢中野字下矢来沢300番地
債務者　熊谷　誠子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１３３号
秋田県横手市大屋新町字牛首戸321番地８
債務者　柴田　惠子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第４７号
栃木県足利市羽刈町160番地２
債務者　石井　浩道
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

破産管財人変更及び債権者集会招集の期日

平成２０年（フ）第３４４号
北海道北斗市本町438番地の８
破産者　有限会社空間
1　破産管財人　大巻　忠一が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　山内　良輔
2　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月２日午後４時30分
平成21年７月22日　　函館地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第３６２号
名古屋市熱田区青池町３丁目105番地
破産者　有限会社有秀
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９０６号
愛知県津島市東中地町１丁目37番地の９
破産者　株式会社浜田商事
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１２０８号
仙台市太白区西多賀５丁目11番13号
破産者　株式会社さのや
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６号
岡山県倉敷市児島塩生893―１　メモワール103号、住民票上の住所石川県金沢市黒田１丁目276番地１
破産者　佐藤　康伸
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部